

○上越教育大学基金寄附者銘板取扱要項

(令和3年12月1日学長裁定)

(目的)

第1条 この要項は、上越教育大学寄附者銘板（以下「銘板」という。）の取扱いに関して必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 銘板に刻銘する者は、国立大学法人上越教育大学基金規則(平成26年規則第12号)に定める上越教育大学基金へ累計10万円以上寄附した者のうち、銘板に刻銘することについて同意があった者とする。

(銘板の種類)

第3条 銘板の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

寄附金の金額	銘板の色
50万円以上	ゴールド
30万円以上	シルバー
10万円以上	ブロンズ

(刻銘事項)

第4条 銘板の刻銘は個人の寄附者は氏名とし、法人又は団体の寄附者は法人名又は団体名とする。

(銘板作成の時期)

第5条 銘板は少なくとも毎年1回作成し、掲示する。ただし、第2条に定める対象者がいない年についてはこの限りではない。

(事務の処理)

第6条 銘板に関する事務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、銘板に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年12月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。